

町田市市有財産活用民間提案事業 実施要領

町田市 政策経営部 企画政策課

1 趣旨・目的

町田市では、低・未利用の市有財産の効果的な利活用を図るため、「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」(資料1参照)に基づき、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から、市有財産の処分・貸付を積極的に行っています。

市のさらなる財政負担の縮減や市民サービスの向上、地域活性化等につなげるため、遊休状態の市有地の活用について、民間事業者等の柔軟な発想や独自の専門性を活かした提案を募集します。

2 募集する提案

(1) 提案対象

遊休市有地を市から借上げるなどして利活用する提案を求めます。

対象市有地の詳細については「対象市有地一覧」(資料2)のとおりです。

(2) 対象外となるもの

次のような提案は受け付けできません。

- ・本市に新たに費用負担が発生する提案*
- ・法令または公序良俗に反する提案
- ・政治的、宗教的な関与がある提案
- ・提案者以外が実施主体となることを前提とした提案

(提案者と実施主体者間で合意がなされている場合は、共同でご提案ください。)

※ 本件に関する町田市における予算措置の予定はありません。

3 提案者の資格

提案者は、法人格を有する事業者であること。

また、提案者は、下記の参加資格要件を満たしていること。

- ・提案内容の実施主体となる意思があること。
- ・事業に必要な免許又は資格等を備えていること。

- ・応募時点で、次のいずれにも該当しないこと。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- ・ 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）
- ・ 町田市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格者の資格停止の処分を受け、資格停止期間中の者
- ・ 市税を滞納している者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体等

- ・ 選定された場合、事業を速やかに開始し、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- ・ 選定された事業に関して、本市 HP 等への掲載・情報発信や、取材依頼等に必要な協力・調整ができること。

4 提案受付期間（事前相談の受付期間）

2023 年 7 月 31 日（月）まで

5 手続きの流れ

（1）事前相談

① 相談シートの提出

まずは、企画政策課へ相談シート（様式1）をご提出ください（2023年7月31日（月）必着）。相談シート（様式1）の提出時点においては、アイデア段階でも差支えありません。また、相談にあたって必ずしも資料等をご用意いただく必要はありません。

ア. 町田市役所市庁舎窓口での提出

相談シート（様式 1）を入力のうえ、町田市役所市庁舎 4 階企画政策課窓口へご持参ください。

その場で事前相談を受け付けます。

※ 事前に下記問合せ先へ電話等でご連絡をいただくと、ご相談までスムーズにご案内できます。

イ. 電子メールでの提出

相談シート（様式 1）を入力のうえ、下記問い合わせ先に記載の電子メール

アドレスまでお送りください。

※ 後日、相談シートにご入力いただいた候補日程をもとに日程調整のうえ、市庁舎窓口またはリモート会議での事前相談の場を設定させていただきます。

② 事前相談

相談を通じて利活用までの流れや必要なデータ、利活用に向けた課題等をご説明し、利活用に向けた調整を行います。

相談を通じて確認したいポイントは次のとおりです。

- ・利活用したい物件名
- ・利活用期間（利活用に際し期限等がある場合は、事前にお伝えください。）
- ・利活用方法（賃借、購入等）
- ・市への意見・要望

（2）提案書の提出

提案者と市との間で対話・調整をさせていただき、内容が具体化された時点で、提案書（様式2）をご提出いただきます。提出期日や提案書（様式2）への添付資料等の詳細については、提案者と市との対話の中で個別に調整させていただきます。

（3）提案審査

市で提案内容を審査し、庁内審査の結果（提案の採否）を提案者に文書で通知します。採用された場合は、採用事業の実現に向けて当該市有地の貸付等の手続きを進めます。

提案が採用されなかった場合や予算案件等が議会で承認されないなどの事由により実施できなくなった場合は、本件は実施されませんので、予めご了承ください。

（4）実施事業者の選定

提案が採用された場合は、採用事業の実施に向けて、実施事業者を選定します。

契約候補者の選定方法については、競争性・公平性確保の観点から、原則として公募を行います。提案の内容に提案者の独自の発想が含まれる等、知的財産的なノウハウ等が認められる場合をはじめ、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合には、提案者を契約候補者として選定し、随意契約に向けた調整を行います。

（5）留意事項

- ・各提出書類において虚偽の内容の記載があった場合には失格となります。
- ・提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- ・提案書類は、原則として返却しません。

- ・提案内容等について、本市から提案者に連絡することがあります。また、必要に応じて提案書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・1つの対象市有地に対し採用する提案の上限数は1件とします。本事業の提案受付期間において、1つの対象市有地に対し複数の提案があった場合、提案の採否は、提案書受理の先着順ではなく、庁内審査結果によるものとします。

6 問い合わせ先・書類提出先

〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

町田市 政策経営部 企画政策課（町田市未来づくり研究所）

担当：高木、桐山

Tel:042-724-2103 Fax:050-3085-3082

E-mail : mcity2980@city.machida.tokyo.jp